

『学習指導要領 一般編（試案）』 の作成経緯について

古賀 範理

1.はじめに

平成10年（1998年）12月、小、中学校の学習指導要領が改訂された。最初の学習指導要領は、昭和22年（1947年）3月に『学習指導要領 一般編（試案）』として発表され、連合国軍による占領中の昭和26年（1949年）に改訂がなされた。占領が終了した後は、昭和33年（1957年）に3回目の改訂が行われ、法的拘束力を持つものとして告示された。現在の学習指導要領は、各教科の目標、配当時間、扱うべき内容等を規定し、小学校、中学校、高等学校はこれに基づいて教育課程を作成している。またすべての小、中、高等学校で使用が義務づけられている教科書は、学習指導要領に基づいて作成され、文部省による検定が行われている。従って学習指導要領は、教育課程の国家的基準として日本の初等、中等教育の基本を規定していると言うことができる。

しかし、最初に作成された『学習指導要領 一般編（試案）』はこのような性格を持っていなかった。それは各学校や教師が教育課程⁽¹⁾を編成していく上での手引き書あるいは参考書として世に出されたのであった。本論は、昭和27年（1952年）4月の占領解除まで、占領軍の民間情報教育局（CIE）教育課に勤務したトレイナー（Joseph C. Trainor）の回顧録、*Educational Reform in Occupied Japan, Trainor's Memoir*を中心資料とし、CIEが作成した*Education in Japan*、米国教育使節団の報告書、及び日本側教育家委員会の報告書に見られる教育課程に関する意見を考察し、昭和20（1945）年以前には存在しなかった学習指導要領が、連合国軍の占領下でどのような経緯を経て『学習指導要領 一般編（試案）』として作成されたか、

そしてそれがどのような特色を持ち、その中心的考え方はどのようなものであったのか、また今日の教育にたずさわる我々はそこから何を学べるかを述べようとするものである。

2. 敗戦直後の文部省の動き

昭和20年（1945年）8月、日本はポツダム宣言を受諾し無条件降伏をした。その1ヶ月後の9月15日、国全体が敗戦直後の混乱状態にある中で、文部大臣前田多門は「新日本建設ノ教育方針」を発表し、「新教育ノ方針」以下11項目にわたって基本となる考え方を明らかにして、新しい日本の建設のためにどのような教育改革の方策をとるかについての考えを述べている。この前文において「世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スペキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」と述べ⁽²⁾、新しい教育施策に着手することを明らかにした。これは文部省が戦後の教育改革について初めて公にした指示であった。この方針に基づいて9月20日には、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱方ニ関スル件」という通牒を発して、戦時教材の削除あるいは墨塗りを指示した⁽³⁾。

10月に入ると、「学校における銃剣道・教練廃止」、「戦時教育令廃止」を通達し、「新日本建設ノ教育方針」の趣旨を各学校に徹底させるため15、16日の両日に新教育方針中央講習会を開いた。この講習会の参加者は、帰任後それぞれの地方へ伝達する任務をもっており、各地方の伝達講習会を通じて戦後教育の基本となる考え方が全国に伝達された。このような戦時下教育の一掃を図ろうとする文部省の動きは、占領軍総司令部（GHQ）から教育に関する4つの指令⁽⁴⁾が出される前のことであったから、教育改革に対する文部省の自主的な取り組みと考えることもできる。しかし、トレイナーは9月10日に文部省と会議をもったと述べており⁽⁵⁾、このような文部省の動きの背後に、戦後教育のあり方とその改革に深い関心を持っていました占領軍総司令部の意向が働いていたことは否定できないであろう。占領軍側は総司令部に民間情報教育局（CIE）を設置し、その中の教育課を通して戦後の日本の教育改

革に大きな影響を与えていくからである。では民間情報教育局（CIE）はどのような組織であり、その中の教育課はどのような使命を持ち、敗戦前の日本の教育課程や教科書に対してどのような考え方を持っていたのであろうか。

3. 民間情報教育局（Civil Information & Education Section）と *Education in Japan*

3.1 民間情報教育局

民間情報教育局（CIE）は、連合国軍最高司令官総司令部（SCAP・GHQ）の下におかれた組織であった。トレーナーはその設立経緯について、「アメリカ太平洋軍総司令部にあった心理戦争局（The Psychological Warfare Section）のスタッフが、占領地の情報と教育の分野を担当していたが、昭和20年（1945年）9月22日にアメリカ太平洋軍総司令部の民間情報教育局となり、10月2日に連合国軍最高司令官総司令部に所属することになった。」と述べている（pp.22-23）。

この局の使命は「連合国軍最高司令官に対し、日本に関する公的情報、教育、宗教並びにその他社会学的、文化的諸問題に関する政策について具申をすることであり、」その中には「分析及び調査、美術及び史跡、宗教、立案及び特別企画、情報普及（新聞、出版、映画、演劇、ラジオ、参考図書館）そして教育の各課が置かれていた⁽⁶⁾。」教育課の使命は、「日本の教育制度を手段として活用し、日本人の基本的な思想、生活及び行動様式が、世界の諸国の中で自立と尊厳のある地位を回復した国家に不可欠であると考えられる基準に合致するような改革を実行することにある」とされ、「諸改革案が教育課から出され、承認を取り付けた後、文部省の監督の下に日本の教育制度に適用される」ことになっていた。文部省とは「文部省の連絡官が毎日、その他の担当者は頻繁に司令部の教育課を訪れて」緊密な連絡がとられていたが、その監督の方法として二つの方法が用いられた。「一つは専門的な指導（guidance）と示唆（suggestions）を文部省に出すことであり、もう一つは連合国軍最高司令官が、日本政府に出す指令（directives）によるもの」であった⁽⁷⁾。

3.2 *Education in Japan*

このような記述がある*Education in Japan*は、CIEの教育課が昭和21年(1946年)2月15日に、日本の教育の過去と現在について解説するために作成した冊子である。この冊子は同年3月に来日した米国教育使節団のために準備されたものであり、当時GHQの許可なく一部でもプリントしてはならないとされていた。その前文には、ポツダム宣言の引用の後、「日本の教育に関するこの冊子は、米国教育使節団のメンバー及び日本国内の占領軍の教育関係将校に情報を与えるハンドブックとして編纂された。」と述べられている⁽⁸⁾。本文は第一部日本の教育制度(1945年8月15日以前)、第二部連合国軍の日本の教育管理からなり、付録として教育指令と図表と統計を載せている。

この冊子を見るとCIEの教育課が日本の教育についてどのような見方をしていたかを知ることができる。この中に特に教育課程(Curriculum)という項目は設けられていないが、教育方法(Methods of Teaching)では「教育方法は高度に画一化され、教師達は教材の選択やその編成を決定する自由を許されていないといえる。教師達はある特定の期間に習得させるべき教材の概要が与えられ、それに従っているという報告を定期的に出すことが要求された。」と述べている⁽⁹⁾。教科書(Textbooks)の項目では「文部省教科書局では大学を除くあらゆる段階の公私立学校で用いられるすべての教科書、教師用指導書および教材を編纂あるいは認可する。法令に示されているように、文部省は教科書の国家独占を維持している。授業内容と授業における教科書の使い方の手順についての特定の詳細な注意が、特に修身、歴史、地理において、教育法令で定められている。」と述べ⁽¹⁰⁾、日本の教育における画一主義、記憶中心主義、教科書中心主義、教師の主体性の欠如を指摘している。

そして、第二部の教師用指導書の項目において、1945年12月19日に、文部省はCIE教育課の監督の下に教師用指導書を作成するように命令されたことを述べている⁽¹¹⁾。それは二つの目的を達成しうるものでなければならなかった。第一は当時の日本における教育の目的とそれに対する学校の役割を各教員が再考できるような基本的思想を明確にすること、第二に教育課程の

中で行われることが望ましい具体的な学習活動について示唆をし詳しく説明することであった。

このような情報を含めて、日本の教育の過去と現在の情報が来日した米国教育使節団に提供されたのであるが、使節団の日本滞在が短期間であったにもかかわらず、その後の日本の教育改革に大きな影響を与えた報告書が作成されたのには、この冊子の存在が大きな役割を果たしたからに違いないと思われる。ではこの使節団はどのような経緯を経て来日するようになったのであろうか。トレイナーの回顧録からその派遣にいたる経緯を略述する。

4. 米国教育使節団（The United States Education Mission）の来日とその報告書

4.1 米国教育使節団

米国教育使節団が派遣されるようになった経緯について、トレイナーはその回顧録で概略次のように述べている（pp.68-70）。

「1945年10月、CIE の教育課は、CIE の軍人スタッフに助言をする著名なアメリカの教育界の指導者のグループを来日させる計画を立てた。この計画は民間人を加えて教育課の充実を意図するものであったが、総司令部内の審議の中で、使節団の派遣は CIE 教育課から占領軍総司令官部が直接関わるものに修正された。総司令官マッカーサーの承認のもと、本国の陸軍省を経由して国務省が、教育界の重要な人物を使節団に入れる人選を行うことになった。ワシントンは政治的な配慮をし、カトリックの教育家や著名な黒人の教育家、労働教育の代表者を使節団に加えた使節団が決定された。

しかし、この使節団を迎えるにあたって日本の教育に関する客観的な資料を集めた文書がなかった。そこで教育課では、使節団の専門家が必要とすると思われる資料を集めて、日本の教育の全体像が判るようなパンフレットを作成することになった。そのなかには、「現在日本の教育はどのような位置に置かれているか」というまだ提議されていなかったが今後の発展には必須である問題にたいする解答といえるものが含まれ

ていた。

このパンフレットは “Education in Japan” と表題がつけられ1946年2月15日に発行された。91ページの本文と付録からなるこのパンフレットの第1部には占領以前の教育システムが記述され、第2部には占領軍が日本の教育に対してとったそれまでの方策について詳述している。この中にはこれまでの施策についての CIE 教育課のスタッフによる評価がある程度なされているが、将来の教育改革や再編成についての教育課の考えは全く含まれていない。

使節団は占領軍総司令部によって日本へ招聘されたものであり、その役割がCIE 教育課によって提案された計画を承認するものではけっしてなかった。教育課のスタッフは、使節団のためにさまざまな準備は行ったが、使節団は教育課や他の占領軍部局から全く独立して行動した。」

米国教育使節団27名は、ニューヨーク州教育長官（Commissioner of Education for the State of New York）のジョージ・D・ストッダード（George D. Stoddard）を団長として、昭和21年（1946年）3月5日に来日し、約1ヶ月の滞在中にCIE 教育課が準備した計画に従って、会議、参観、調査、旅行を行い、日本の教育改革についての具体的な勧告案を作成し、3月30日最高司令官マッカーサーにその報告書を提出し帰国した。

4.2 米国教育使節団の報告書

米国教育使節団の報告書は「連合国軍最高司令官に提出された来日米国教育使節団の報告」（Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers）というタイトルがつけられ、「前書き（Forward）」「序論（Introduction）」が述べられた後、「日本の教育の目的及び内容（The Aims and Content of Japanese Education）」「国語の改革（Language Reform）」「初等及び中等学校の教育行政（Administration of Education at the Primary and Secondary Levels）」「教授法と教員養成教育（Teaching and the Education of Teachers）」「成人教育（Adult Education）」「高等教育（Higher Education）」の6章から構成されている。その序論では、「我々は、

すべての民族及びすべての国民が、自ら保持している文化的資源から、自らのためまた世界全体のため、何か役立つものを創造する力を有していることを信じる。それが自由の信条である。我々は画一的なものを信奉するものではない。われわれは、教育者として、常に多様性、独創性、自発性に注目している。それが民主主義の神髄である。我々は我々自身の制度のいかなる表面的な模倣にも心を動かされることはない。我々は、進歩と社会的発展を信じ、希望と生き生きとした力を与えるものの源泉として、世界中の文化の多様性を歓迎する。」と述べ⁽¹²⁾、「教師であろうと行政官であろうと、教育者である者の職務に関してここに教訓とすべきことがある。教師の最善の能力は、自由な雰囲気においてのみ十分に發揮される。この雰囲気を作り出すことが行政官の仕事であり、その反対の雰囲気を作り出すことではない。」と続けている⁽¹³⁾。現在の教育を取り巻く厳しい状況において、教育にかかる者が熟読し、教育に取り組む姿勢に生かすべき考え方と言えるであろう。

この報告書は戦後の教育に重大な影響を及ぼしたが、本稿では、教育課程に関連した事項にしぼってどのような記述がなされているについて言及する。その報告書の第一章「日本の教育の目的と内容」の中で教育課程について、「良い教育課程は、単に知識のために知識を教授しようと計画作成されなければならない。それは児童生徒の興味を起点として出発し、その意味が児童生徒に理解できる内容を通して、児童生徒の興味が拡大し豊かになるようにしなければならない。目的で述べたことは、教育課程やコース・オブ・スタディにおいても同じである。即ちある特定の環境にある児童生徒が出発点でなければならない。もし中央行政当局が児童生徒の環境や能力を顧みないで、すべての環境に有効だと保証して教育的な考え方を流布すれば、この原理は破られることになる。」と述べている⁽¹⁴⁾。そして、中央官庁である文部省の役割は教育活動が最もよく行われるような状態を作り出すことであり、教育課程やコース・オブ・スタディは中央官庁と教師との協力活動の結果として生まれるであろうと述べている。即ち教師が教育課程編成の主要な役割を果たし、それはある特定の環境にある生徒を出発点として作成されなければならないとしているのである。これは“Education in Japan”に述べられていたそれまでの日本の教育への批判と同じ趣旨であり、使節団の教育課程観を

はっきりと示したものと言うことができる。

5. 日本側教育家委員会の発足とその報告書

5.1 日本側教育家委員会の発足

これより先の1946年1月9日に連合国軍総司令部は、CIEの連絡中央事務局を経由して日本政府に対して覚え書きを発行した。その冒頭には次のように書かれている。

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT.

THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT : Committee of Japanese Educators.

そして来日する米国教育使節団の構成と目的が述べられ、最後に

「5. 教育使節団の仕事を容易にし且つ使節団の研究と発見により、日本の教育制度が最大限の利益を受けるように、次のことを提案する。(In order to facilitate the work of the Educational Mission and in order that the Japanese educational system may derive the maximum benefit from its studies and findings, it is suggested:)」

- a. 文部省は、教育使節団に協力する極めて有能な日本側の教育家の委員会を任命すること。
- b. その委員会は、最低18名から最高25名の委員により構成すること。
- c. ~ i. (省略)」

となっている⁽¹⁵⁾。

この覚え書きについてトレイナーは「それは訪問する米国教育使節団に協力する日本側の教育家委員会を任命するように「提案」するものであった。これは形式としては占領軍指令(SCAP Directives)と同じであったが、その文中の一語「提案」がその文調を変えるものであった。それは「命令」されたり「要請」されたものではなかった。」と“it is suggested”を解釈して述べている(p.71)。しかし、占領軍が絶対的な権力を持っていた当時は命令されたものと受け取られたに違いない。

覚え書きは使節団が(1)日本の民主主義教育、(2)日本の再教育の心

理的部面、（3）日本教育制度の行政的再編成、（4）日本の復興における高等教育の4つの主な分野で調査をし、提言をすることになっているので、文部省はさまざまな教育分野を代表する18~25名の委員を任命し、その氏名等を総司令部に提出し、使節団の目的と協力の形態についての説明会に出席するようにと述べ、最後にこの委員会は、日本の教育改革に関して文部省に提言する委員会になり、使節団の帰国後日本の教育が直面する問題を研究し、文部省と教育課に報告と提言を定期的に提出するものであると述べている⁽¹⁶⁾。

2月に入ると、文部省はこの覚え書きに基づいて、29名の委員で構成される日本側教育家委員会を発足させ、米国教育使節団を迎える準備にとりかかった。トレイナーは、この委員会のメンバーが米国教育使節団に決して劣らない人物で構成されたことを賞賛し、その代表的人物として、南原繁（東京帝国大学総長）と文部省の田中耕太郎（学校教育局長）、山崎匡輔（文部次官）をあげている（p.72）。山崎は、東京帝国大学で教鞭をとっていたが、無条件降伏の調印がなされた直後に乞われて文部省の科学教育局長に就任し、その後文部次官となった人物である。彼は日本側教育家委員会の委員の人選について、後日「これは（米国教育使節団：筆者注）本當にすばらしい陣立てであったので、こちら側でも、ほぼ先方の人數に應ずる日本側の委員を選んだ。委員には、必ずしも教育者のみに限定しないで、日本文化を紹介しうる人、また一通り語學にも不便でない人をもふくめることにした。ただ、その中には政府側からは一人も参加させないことにした。」と述べている⁽¹⁷⁾。それは日本政府の意見に縛られない意見を米国教育使節団に具申してほしいという司令部側の希望にそういうものであり、委員会は国公私立大学長、教育学者、キリスト教関係の教育者、女子教育の専門家で構成された。

5.2 日本側教育家委員会の報告書

このようにして組織された日本側の教育家委員会は報告書を文部省と米国教育使節団に提出した。それは第一篇と第二篇から成っているが、公表されているのは第二篇のみである⁽¹⁸⁾。第二篇は（1）教育勅語に関する意見、（2）教権確立問題に関する意見、（3）学校体系に関する意見、（4）教

員協会または教育者連盟に関する意見、（5）教育方法問題に関する意見、（6）国語国字問題に関する意見の6章から構成されていて、教育課程に関する項目はない。しかし、その（5）教育方法問題に関する意見において、従来の教師の教育活動が教科を主眼とする傾向があり、教育方法もいかに教科を児童へ注入し記憶させるかに偏っていたきらいがあったので、教科本位の教育方法から児童本位の教育方法を志向する必要があることを述べ、教育課程については「児童そのものの生活発展を主目標とする時、学校により、年度により、更に児童個々により、その進度と実質とが必ずしも同一であり得ないこと、同一でなくてよいことは当然である。それを画一固定の標準化せんとする要求のために、教育方法の活発な運営が妨げられることは明らかである。」と述べている⁽¹⁹⁾。

ここでもそれまでの日本の教育における画一主義、記憶中心主義、教科書中心主義が指摘され、児童を中心にして学校や地域に合わせた教育課程の作成が必要なことが述べられている。

6. 学習指導要領の作成

このような状況の下、文部省では昭和21年（1946年）4月17日に第一回教科課程改正準備委員会が開かれた。この委員会では、教科書局監修官と視学官を中心として、「現行学制ヲ前提トシ米国教育使節団報告等ヲ参照シテ教科課程改正ヲ協議シテ行クコト」という方針をたて、教育の目的を根本的に検討しついで教科課程改正の協議に移ることが決定された。その後5月までに12回の委員会が開かれている⁽²⁰⁾。ここまで委員会に対して、CIE教育課がどのような働きかけをしたか、また、この委員会が、新しい教育課程を編成するにあたって、前述の二つの報告書の根底にある、児童を中心に置き、画一主義、記憶中心主義、教科書中心主義を排する考え方をどのように取り入れようとしたかについては不明である。しかし、CIEの教育課が積極的に介入した7月以降の動きについてトレーナーは以下のように回顧している（pp.123-126）。

「1946年7月文部省に教育課程委員会が組織された。当時の文部省の

組織では、教育課程に関係がある部局は学校教育局と教科書局であった。学校教育局が教育課程の性格と授業内容を決定し、教科書局は必要とされる教材を作成すると、トレイナーはじめCIEの教育課は考えていたが、実は教科書局が教育課程や内容に関して決定権を持っているということが明らかになった。従ってこの委員会のメンバー35人は、両局の課長全員と主任教科書編集者から成り、文部省以外からは二人しか参加しなかった。しかしこの規模の委員会はCIE教育課との緊密な連携をとるには実際的でなく、CIE教育課の指導の下7～8名の委員会を作り毎週2時間の会合を持つことが文部省と合意された。

8月1日このグループと教育課程と教科書に責任を持つCIE教育課スタッフとの会合が開かれた。この席でCIE教育課のスタッフは文部省側の作業方法に関する専門的技術の欠如を指摘し、文部省側に学習すべき文献を与え、委員会はセミナーの様な形となった。その後委員会では、教育目的、子どもの心理的発展段階、異なった年齢の子どもの興味、子どもの社会的活動、社会の要請、地域社会生活の分析などの教育課程を作成するための基本的要素の研究と議論が行われた。

10月1日までに作業の第一段階が終了した。即ち、小学校、中等学校レベルの教育課程と学習計画の元になる基本的な原則の作成が完了した。それは暫定的なもので必要なら小規模な調整が可能であったし、CIE教育課や文部省学校教育局、教科書局及び局長会議の承認を得られていた。日本の学校体系がどのようになるか「教育刷新委員会」の決定はまだ出ていなかったが、どのような提案がなされても対応できるものであった。これは米国教育使節団や日本側教育家委員会が提言した新しい教育課程に合致するものであった。即ち伝統的な教科本位の教育を完全に排除し、学習者の興味と必要性に基づいた教育計画であった。また二つの重要な決定がなされた。一つは男女同一の教育課程にすること。もう一つは、どのようなタイプの学校であっても、同じ学年では同一のコース・オブ・スタディと同一の教科書を使用するということであった。」

トレイナーはここまで段階で決定された教育課程について、さらに続けて、「小学校では、国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、体育が6年

間を通した科目となり、家庭は5年、6年で学習することになった。中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育、家庭（女子）が必修科目で、習字は2年まで必修で3年では選択となった。日本史は2年までが必修であった。外国語と職業は選択科目となった。」と述べているが（pp.126-127）、『学習指導要領 一般篇（試案）』で記述されている小学校及び中学校の教科課程とは、小学校、中学校とも自由研究の記述がないこと、日本史が2年、3年で必修となっていること、家庭が職業の中に含まれていること、職業が3年間の必修科目とさらに深いことを学ぶ選択科目の両方にあげられていること、の諸点で異なっている⁽²¹⁾。

この段階を経て、文部省は新しい学年が始まる4月に向けて各教科のコース・オブ・スタディと教科書の準備にとりかかった。新しい学年の開始に間に合わせるため、限られた時間の中での大変な作業であったろうが、トレーナーは、文部省が「教育課程調整」部（a Curriculum Coordination office）を作り、その責任者に青木誠四郎を任命したことでの作業は非常に円滑に進められ、文部省の歴史上でも特筆すべきことであったと述べている（p.128）。この組織が、文部省内でどのような日本語の名称をつけられていたかについては、他の文献にも記述がなく筆者はまだ知り得ていないが、部局単位で仕事をし横の連絡が乏しい傾向がある官庁において、部局横断的な組織を作り、局長以下の全面的な協力が得られたことが学習指導要領の完成に大きな貢献をしたことは十分納得できる。

新学年が始まる4月まで残された時間は限られていた。各教科は新学年に間に合うようにコース・オブ・スタディを完成させる努力をしていたが⁽²²⁾、実際に最初にできたのは「一般編」であった。青木は昭和22年（1947年）3月28日に開かれた教育刷新委員会第29回総会で、委員長安倍能成の求めに応じて「学習指導要領と申しますのは、アメリカのコース・オブ・スタディのやり方に倣って作った新しい教師用書ということが出来ると思います。もちろん日本には日本の事情がございますから、その編輯というものが決してその傾向を唯模したというのではなく、その精神をとって編纂したという風に考えておる訳であります。指導要領は、大体一般編としまして、学習指導の大体の方向とその方法というようなものを、説明したものときめまして、それ

から各論と致しまして、各教科についての指導要領を各教科毎に作った訳であります。（中略）大体指導要領の中心になります問題は、これまでの教師教科書でなく、そういう画一的なもの求めるのでなく、実際に現場を指導して行く上にどういうようなことを考えて貰わなければならぬかということについての参考資料を提供するという意味であります。」と発言している⁽²³⁾。

そして青木は『学習指導要領 一般編（試案）』が公表された後、その作成にあたって考慮した4つの原則を解説している。第一は「新教育における学習指導の目標を示し、指導についての一応の基準を示すこと」であり、第二は「指導の実際において、絶えず児童の発達を基礎において考えていくこと」、第三は「児童中心の指導法と取ること」、第四は「指導結果の考查即ち課せられた責任をいかに果たしたかを追求すること」であった。そしてその意図について「教育がその目的を達するには、その地域の社会や児童や学校に即してそれに適切な働きを持つように現場で工夫されなくてはならない。指導要領はその場合の工夫の手引きとなり、研究の参考となることを志しているのである。いわば学習指導の研究の手引きとなる意図を持っているのであって、一本道を示してこれに依ることを求めるような性質は持っていないのである。」そしてこの学習指導要領は時間的な制約があったことと経験不足からまだ不十分なものであるから「今後これを参考にして実際指導等にあたられる人々の助言と協力とによって漸次改訂を重ねて、その完成を将来に期したいと思っている。」と述べている⁽²⁴⁾。この考え方が「試案」という文字が付加された所以であろうが、トレイナーは「前進のための第一歩であり、不完全であるが故に “tentative and suggested” という形容詞がそのタイトルにつけられたと記している（p.129）。

「試案」という言葉が付記されたことには大きな意味があると考えられる。従来の教則や教師用書が厳密に教育内容を規定し、一本道を示して教育の実践を求めたのに対して、この学習指導要領は、教師が教育を実践していく際の工夫の手引きとなり研究の参考となることを意図しているのである。ここに児童を軸とする教育目的を持ち、画一主義を排し、教師が主体性を持って教育課程の編成に取り組むことを求めた米国教育使節団や日本側教育家委員会の意図が色濃く反映されていると考えられる。それはアメリカの考えの押

しつけによって生まれたものではなく、これから世界と協調して生きていく子供達の教育がいかにあるべきかという理想を追求する、当時の教育関係者の姿勢から生まれたものであろう。

7. おわりに

これまで述べてきたように、『学習指導要領 一般編（試案）』は教師が教育課程を作成する際に基準を与え、その作業のための手引きとして作成された。その根底には、教育課程は本来教師が自ら作成するものであるという考え方があった。昭和30年（1950年）8月、第二次訪日アメリカ教育使節団に提出された文部省の報告書にも、戦前の教育が文部省著作の教師用書に忠実に従い、全国画一的なものであったが、教師用書に代わって学習指導要領が発行され、指導方法の改革が各教科にわたって急速に行われるようになったと述べられている。さらに「学習指導要領の編集という仕事も、本来これは都道府県または市の教育委員会などで行うべきことである。しかし、教育委員会は、発足後日も浅く、その人的構成もまたじゅうぶんに整っていない。そのためには、まず文部省が全面的にその任務を果たすこと」となったと述べられている⁽²⁵⁾。そしていくつかの県の教育委員会では学習指導要領の編纂に着手していると報告しているのである。

しかし、昭和33年（1958年）9月「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、その第25条に「小学校の教育課程については、この節にさだめるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」と規定され、学習指導要領の性格が大きく変化した。これは戦後の教育についてさまざまな問題が指摘され、戦後教育の手直しが要求された社会情勢の変化に伴うものであった。以後学習指導要領は法的拘束力を持つものとなり、国の権限が強化され教育課程編成の基準性が強く主張されることになった。そして行政当局の運用によって学習指導要領が、教育課程の編成のみならず、教育委員会に対する授業計画の届出・受理・承認の基準としても適用され、また文部省による教科書検定の基準としても大きな役割を果たすようになっている。その結果、全国的に統一され

た学校教育が行われようになっている反面、教師が学習者や学校及び地域の特性に合わせた独自の教育課程の編成をしようとする努力や熱意が失われているのではないかと思われる所以である。また、この統一性が、現在最も問題とされる入試・受験体制を支える機能を果たしているとも考えられるのである。

確かに現在の学習指導要領の第1章総則の第1教育課程編成の一般方針には、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。」と述べられているが、学習指導要領が教育課程編成への手引きあるいは参考書という性格から、教育目標や内容を統一して告示して、学校や教師が従わなければならぬ基準と変化することによって、教師や学校の自主性を尊重して独創的な教育課程を編成することを目指した『学習指導要領 一般編（試案）』に見られる自由な雰囲気が失われているのである。

現在、学校教育を取り巻く環境には、研修・研究を半ば強制される教師の多忙、児童生徒の学力低下という「ゆとりの教育」の思わぬ結果、悪質な種々のいじめ、学級崩壊現象の多発など、多くの問題があることが指摘されている。また、学校教育に市場原理を導入し学校間の競争を促し活性化しようという主張もなされている。学校教育にとっては敗戦直後の混乱期に匹敵する困難な時期と言えるかもしれない。こういう時こそ我々は教育の原点に立ち戻り、戦後の混乱期に教育関係者が次世代の教育に真摯に取り組んだ熱意と姿勢を思い起こし、教師が児童生徒と直接向き合うことができ、自由で独創的な発想が許される環境を作り上げることが必要である。教師が児童生徒の教育に熱意を持って取り組むことができる自由な環境のなかで、それぞれの学校と地域の子供達の人間的な成長に学校教育の目標と評価基準をおくことができれば、教育は必ず活性化するだろう。少なくとも、全国画一的な教育課程のもと、他の学校との比較の中で教育の評価がなされ活性化をはかるような試みはなされるべきではないと考える。そういう意味で理想の目標を掲げ、一定の枠組みに従いながらも、児童生徒を中心として学校や地域の特色に応じた教育を目指した『学習指導要領 一般編（試案）』とその作成過程には、今日われわれが学ぶべきものが多く存在していると思うのである。

注

- (1) 昭和22年（1947年）の『学習指導要領 一般編（試案）』では教科課程という用語が用いられているが、本稿では curriculum の訳語を含めて、引用以外の記述では教育課程を用いている。
- (2) 文部省『学制百年史』p.52（ぎょうせい 昭和50年）
- (3) 教科書の削除修正の箇所については 肥田野 直他編『教育課程（総論）戦後日本の教育改革 6』pp.94-101（東京大学出版会 1975年）を参照。
- (4) 「日本教育制度ニ対スル管理政策」、「教員及ビ教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」、「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、「修身、日本歴史、及ビ地理停止ニ関スル件」の指令である。
- (5) Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan, Trainor's Memoir*, p.22, (Meisei University Press, 1983) 以下の文献からの引用はページのみを本文に記す。
- (6) Mitsuo Kodama ed., *CIE (15 February 1946) Education in Japan*, p.56 (Meisei University Press)
- (7) 同書, pp.57-58
- (8) 同書, PREFACE
- (9) 同書, p.28
- (10) 同書, p.32
- (11) 同書, p.75
- (12) *Report of the United States Education Mission to Japan*, p.4, (United States Government Printing Office, Washington, 1946)
- (13) 同書, p.4
- (14) 同書, p.11
- (15) 前掲, Mitsuo Kodama ed. *CIE (15 February 1946) Education in Japan*, p.106

- (16) 同書, pp.106-108
- (17) 山崎匡輔「ヤンキー・ゴー・ホーム」物語 p.127 (『文芸春秋』33巻11号, 昭和30年6月号)
- (18) 伊ヶ崎 晓生他編『戦後教育の原点2 米国教育使節団報告書』(現代史出版会 1975) p.50参照
- (19) 同書, p.153
- (20) 前掲, 肥田野 直他編『教育課程（総論）戦後日本の教育改革6』 pp.169-170
- (21) 文部省『学習指導要領 一般篇（試案）』p.12及びp.18参照
- (22) 明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育改革通史』(明星大学出版部 1993) の pp.192-194に社会科についての記述, pp.219-222には音楽科についての記述がある。
- (23) 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録』第2巻 pp.241-243 (岩波書店)
- (24) 青木誠四郎「^{ゴーシズ・オブ・スクデイ}学習指導要領について」p.25 (『文部時報』第839号 1947年4月号)
- (25) 前掲, 伊ヶ崎 晓生他編『戦後教育の原点2 米国教育使節団報告書』 pp.166-167